

長久手市 みんなと つくる まち条例

概

要

長久手市
みんなと
つくる
まち条例

って何？

A

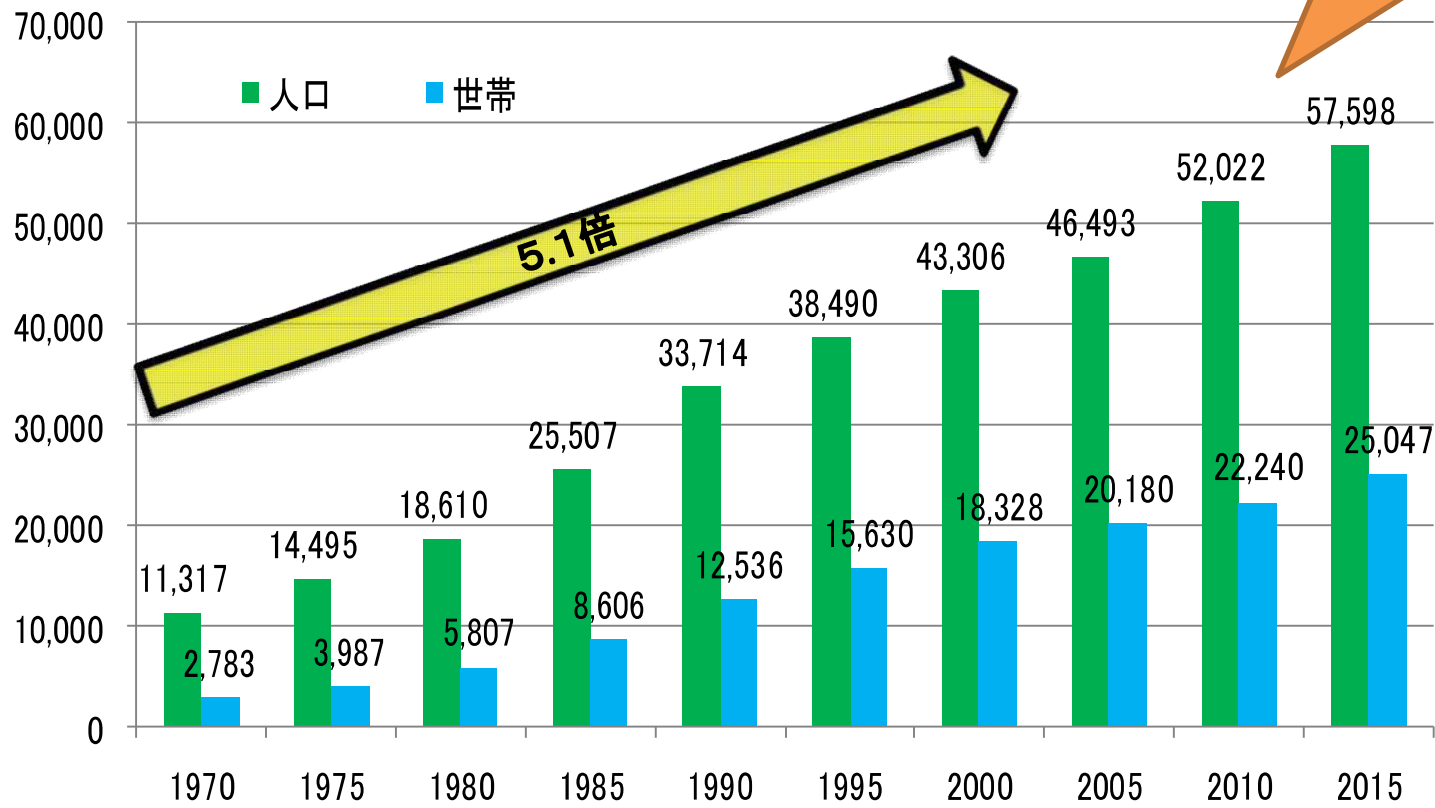
長久手の将来像（市民主体のまち、つながりがあるまち）に向けた、

まちづくりのルールであり、市、市民、議会の行動・活動を後押しするもの

みんなでつくるまち条例が必要となった理由

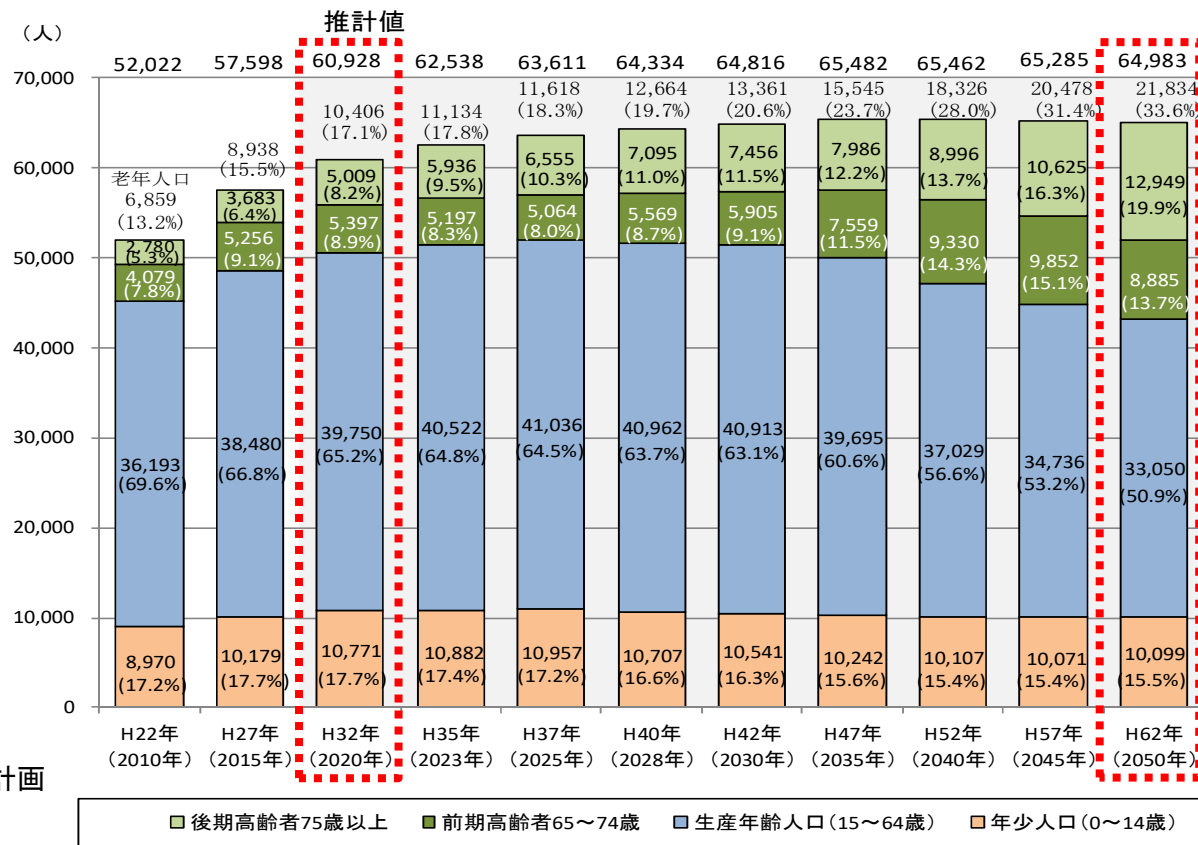
まず知ってもらいたい「長久手の人口の推移」

急激な人口増加



今後の課題

2020年
→2050年



人口は約4千人増

老年人口
(65歳以上)
1万人→2.2万人
17%→34%

65歳以上の人口の
割合が約2倍となる！

生産年齢人口
4.0万→3.3万人
65%→51%

年少人口
1万→1万人
18%→16%

今後の課題

日本が抱える4つの課題

将来も住みよい長久手であるためには、乗り越える必要がある

高齢化

2050年
65歳以上 40%
うち75歳以上 25%
団塊Jr.が高齢者の
仲間入り

大災害

2050年までに
南海トラフ大地震は、
80%の確率で来る

人口減少

2050年頃、
人口は3,000万人以上減り
1億人を割る
2065年には、8,800万人
うち4割が高齢者

社会的孤立

いじめ、ひきこもり、虐待、不登校、うつ、認知症、老老介護、自死、
孤立死、独居、DV、育児不安、8050問題

今後の課題

HOTEL NAGAKUTE



「つながり」が希薄
になっている

声を出せない
困っている人を救う
ことができない



フロント
(市役所)

課題が多様化するなか
1人1人を救うことにも限界が、、

今後、様々な問題
が想定される・・・

市役所だけの力では
解決できない・・・

地域のつながりが
希薄に・・・

これからは

- 地域でつながりが必要！
- 市民が主体的に行動する力が必要！
- 地域で考え、地域で解決することが求められる！

みんなでつくるまち条例を制定

市と議会だけで決めたり、
主導しすぎるまちづくり



市民が主体のまちづくり

みんなでつくるまち条例 制定の経緯

条例制定までの歩み

H28.9月～ 検討委員会の開催（7回+拡大版1回）



H29.3月 検討委員会から市長へ 条例骨子を提出



H29.11月 条例タウンミーティング（6回）



H30.3月 議会にて条例可決、制定



H30.7月1日 条例施行

\ 市民と職員がともに考える！/

自治KEN(条例検討委員会)の開催 (平成28年9月～平成29年3月)



◆役割

- 条例に盛り込みたい内容の検討
- 条例骨子をまとめ、市長へ提言



**全7回＋拡大版1回
毎回約40名が参加！**



条例づくりの過程で、歌ができました。

まち詩(うた)
さかそう ながくて じちのはな

作詞：自治KEN

作・編曲 森 幸長

ボーカル 森 幸長

コーラス 名古屋学芸大学 森ゼミのみなさん

みんなで作るまち条例 内容

条例の構成

前文

5章、全21条で
構成

第1章 総則

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

第3章 市民主体のまちづくり

第4章 市政運営

第5章 実効性の確保

前文

条例の目的や実現しようとするまちの姿

ポイント

★条例がどのような考えに基づいて、どのような目的で制定するのか、そして、実現しようとするまちの姿など

★長久手市のまちづくりの理念として、次の5つのキーワード

「豊かな自然」「市民の主体的な行動」

「対話」「多様性」「自由と責任」

第1章 総則

全体に共通する基本的なきまり

ポイント

- ★「（条例の）目的」「条例の位置付け」
「用語の定義」基本的なきまりについて
- ★まちづくりの基本原則
「情報共有」「市民参加」「協働」
→後ほど詳しく説明

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会、市が果たす役割や頑張ること（責務）

ポイント（市民）

★市民自らの意思による「知って、参加して、享受する」権利

★まちづくりへの参加にあたっては、次世代のために、発言と行動に責任を持つこと、多様な価値感を認めること

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会、市が果たす役割や頑張ること（責務）

ポイント（議会）

- ★議決機関として市政運営を監視する役割
- ★議会に関する事項は、長久手市議会基本条例の定めによる

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

市民、議会、市が果たす役割や頑張ること（責務）

ポイント（市）

- ★まち全体を職場と捉え、まちに出て積極的な市民と交流・対話
- ★横につながり、部署間で連携
- ★必要な能力を自ら高める努力

第3章 市民主体のまちづくり

市民が主体的に行動する「自治」の力を
高めるための仕組みや方法

ポイント

- ★市の計画づくりに市民参加の機会を保障
- ★子どもがまちづくりに参加することができる環境づくり
- ★対話をくり返す努力
- ★自治会活動やNPO活動への参加

第3章 市民主体のまちづくり

市民が主体的に行動する「自治」の力を
高めるための仕組みや方法

ポイント

- ★小学校区単位を基本としたまちづくりの推進
→まちづくり組織（まちづくり協議会）
- ★次世代に向けた担い手の発掘、育成
- ★議会、市が市民のまちづくりを支援

第4章 市政運営

市民のための市政運営の基本的なきまり

ポイント

- ★市民が主体的に行動「できる」市政運営
- ★総合計画に基づく市政運営
- ★災害時における自助、共助、公助

第5章 実効性の確保

条例が役割を果たしているかどうかの検証

ポイント

★ 5年を超えないごとで条例に沿ってまちづくりが行われているかについて検証を行うこと